○道	○道	○道	
路法施行令	路法(昭	路法施行規	
(昭	和二十七年法律第百八十号)(抄)	則 (昭	
十七年政令	<b>法律第百八</b>	和二十七年建設省へ	
和二十七年政令第四百七十九号)	十号) (如	設省令第一	
十九号) (	抄)	[令第二十五号)	
(抄)	1 1 1 1 1	抄	
 	1 1 1 1 1 1		
 	1 1 1 1 1 1 1	!	
 	1 1 1 1 1 1 1		
 	1 1 1 1 1 1 1	 	
3	2	1	

## 道路法施 **紀行規則** 0 部 を改正する省令案 **が照条文**

 $\bigcirc$ 道 路法施行規則 (昭 和二十七年建設省令第二十五号) (抄)

|路の維持又は修繕に関する技術的基準等|

第四条の 五の五 令第三十五条の二第二項の国土交通省令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事 項は、 次のとおりとす

-1-

 $\bigcirc$ 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)

(道路の維持又は修繕)

第四十二条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならな

2

3 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

## $\bigcirc$ )路法施行令 昭 (和二十七年政令第四百七十九号) (抄)

(道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)

造等」という。)を勘案して、適切な時期に、道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を一一道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況(次号において「道路構第三十五条の二)法第四十二条第二項の政令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。 講ずること。

こ、目視その他適切な方法により行うこと。 道路の点検は、トンネル、橋その他の道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物について、 道路構造等を勘案して、 適切な時期

前項に規定するものりまっ、いいて、図られるよう、必要な措置を講ずること。 前号の点検その他の方法により道路の損傷、 腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、 道路の効率的な維持及び修繕が

道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、

国土交通省令で定める。

2